

宮城交通株式会社及び株式会社ミヤコーバスからの
一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請に係る審議（第9回）

1. 日 時

平成29年6月6日（火） 10時30分～10時50分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

松田英三、根本敏則、河野康子、山田攝子

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 菅井審議官、川崎調査官、鈴木課長補佐

4. 議事概要

- 事案処理職員から前回審議を踏まえた答申案及び答申に付す要望事項案について説明を聴取した後、審理の結果、次のとおり答申することとした。
 - ・ 宮城交通株式会社からの申請については、申請上限運賃を修正して認可することが適当である。
 - ・ 株式会社ミヤコーバスからの申請については、申請どおり認可することが適当である。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。